

議第七号

徳島県議会議員の政治倫理に関する条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条の規定により提出する。

平成十七年七月七日

提出者

山田 豊
古田 美知代
達田 良子
扶川 敦
本田 耕一

徳島県議会議長

佐藤 圭甫 殿

徳島県議会議員の政治倫理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、徳島県議会議員（以下「議員」という。）が、県民の代表としての自覚を持ち、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう議員の責務及び政治倫理規準等を定めることにより、議会に対する県民の理解を深め、議会制民主主義の健全な発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第二条 議員は、県民の信頼に値する高い倫理性を持たねばならないことを自覚し、県民に対し自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。

(政治倫理規準)

第三条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

- 一 議員は、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- 二 議員は、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- 三 議員は、県及び県が出資する団体（以下「県等」という。）が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請工事、業務委託契約及び物品納入契約に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な扱いをしないこと。

四 議員は、県職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

五 議員は、県職員の採用、昇任若しくは人事異動に関して推薦又は紹介をしないこと。

六 議員及び議員の資金管理団体（後援団体を含む。）は、政治的又は道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄付を受けてはならないこと。議員が代表者となつている政党支部についても同様とする。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(県工事等に関する遵守事項)

第四条 議員又は議員の配偶者、二親等以内若しくは同居の親族が役員をしている企業及び議員が実質的に経営に携わる企業は、県等が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請工事、業務委託契約及び物品納入契約を自粛するよう努力し、県民に疑惑の

念を生じさせないようしなければならない。

(県民の調査請求権)

第五条 県民は、次の各号に掲げる事由があるときは、地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「有権者」という。）五十分の一以上の連署をもって、その代表者は、徳島県議会議長（以下「議長」という。）に調査を請求することができる。

一 「政治倫理の確立のための徳島県議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づいて議長に提出された報告書に疑義があるとき。

二 第三条及び第四条に違反する疑いがあるとき。

(審査会の設置)

第六条 議長は、前条に規定する請求を審査するために徳島県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、五人とし、資産等報告書等の審査に関して専門的知識を有する者及び有権者のうちから、議長が委嘱する。

3 審査会に会長を置き、委員が互選する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(審査等)

第七条 審査会は、第五条の規定により調査を求められたときは、直ちに調査を実施し、その調査結果を議長に文書で回答しなければならない。

2 議長は、前項の規定による回答があった場合は、速やかにその写しを請求の代表者に送付するとともに、これを公表しなければならない。

3 審査会は、第一項の職務を行うため、関係人に対し、資料の提供及び説明を求めることができる。

(委員の任期)

第八条 審査会の委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了した場合には、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

(審査会の会議)

第九条 会議は、会長が招集し、会務を総理する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ

ろによる。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の三分の二以上の同意を必要とする。

5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(議員の協力義務)

第十条 議員は、審査会の要求があるときは、審査若しくは調査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明をしなければならない。

(辞職勧告等の措置)

第十一条 審査会がその審査により、議員が第三条及び第四条に違反すると認められた場合は、議長は議員辞職勧告又はその他の措置を講ずることについて議会に諮らなければならない。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

提案理由

徳島県議会議員が、県民の代表としての自覚を持ち、人格と倫理の向上に努め、自己の利益を図ることのないよう議員の責務及び政治倫理規準等を定めることにより、議会に対する県民の理解を深め、議会制民主主義の健全な発展に寄与する。これが、この条例案を提出する理由である。